
プルトニウム燃料第三開発室

**核燃料物質使用変更許可（平成31年1月16日付け原規規発第1901162号、令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）
を受けた保安規定の変更認可申請**

令和3年7月

**日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料技術開発センター**

1. 変更の内容

【変更の概要】

プルトニウム燃料第三開発室において、粉末調製室(1)の解体前廃棄物一時保管設備3を撤去し、その跡地に受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備を据え付ける工事を行う。

また、上記工事に伴い、工程室内への搬入経路上に設けた仕上検査室(1)の扉を撤去する。

1. 変更の内容

【変更の内容と許認可の経緯】

- (1) 平成31年1月16日付け核燃料物質使用変更許可（原規規発第1901162号）
 - ① 解体前廃棄物一時保管設備3（グローブボックスNo.FPG-03a、b、c）の削除
 - ② 受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備及びこれらを包蔵するグローブボックスNo.FPG-03a、b、cの追記
 - ③ 仕上検査室(1)の中廊下に面する壁面への扉の追記
- (2) 令和元年12月17日付け保安規定変更認可（原規規発第1912171号）
 - ① 仕上検査室(1)の中廊下に面する壁面への扉の追記
- (3) 令和3年5月7日付け核燃料物質使用変更許可（原規規発第2105073号）
 - ① 仕上検査室(1)の中廊下に面する壁面の扉の削除
- (4) 令和3年6月9日付け保安規定変更認可申請（令03原機(サ保)036）
 - ① 臨界管理ユニット番号UFP-20の追記
 - ② 解体前廃棄物一時保管設備3の削除
 - ③ 仕上検査室(1)の中廊下に面する壁面の扉の削除

2. 変更内容（臨界管理ユニット番号UFP-20の追記）について

【概要】

- 受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備を据え付けることから、受払搬送設備、粉末秤量・均一化混合設備の臨界管理ユニット番号UFP-20及び制限量等を第Ⅲ－１－(12)表プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その2）に追記する。

第Ⅲ－１－(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その2）【変更部抜粋】

臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備 考
	質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸着率 (含有率)の 分類 ^{注2)}		
<u>UFP-20</u>	<u>質量</u>	<u>混合酸化物系</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>9.9</u>	

3. 変更内容（解体前廃棄物一時保管設備3の削除）について

【概要】

- 解体前廃棄物一時保管設備3の撤去工事が完了したことから、第Ⅲ編第27条の2（容器に封入した固体廃棄物の保管等）第7項の記載について、「解体前廃棄物一時保管設備1から16」を「解体前廃棄物一時保管設備1、2及び4から16」に変更し、解体前廃棄物一時保管設備3を削除する。**

核燃料物質使用変更許可(平成31年1月16日付け原規規発第1901162号)を受けたプルトニウム燃料第三開発室(別冊3)に係る変更後の「9-3-3 固体廃棄施設の設備」

9-3-3 固体廃棄施設の設備(抜粋)

固体廃棄設備の名称	仕 様
解体前廃棄物一時保管設備 1 グローブボックスNo.FMG-01a グローブボックスNo.FMG-01b グローブボックスNo.FMG-02a グローブボックスNo.FMG-02b グローブボックスNo.FMG-03a オープンポートボックスNo.FM0-03b	原料詰替室 (FW-004) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 1 の配置を図 9-7 に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス
解体前廃棄物一時保管設備 2 グローブボックスNo.CPG-04a グローブボックスNo.CPG-04b	原料調製室(2) (CP-105) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 2 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス
(削 除)	
解体前廃棄物一時保管設備 4 グローブボックスNo.FPG-21a グローブボックスNo.FPG-21b	ペレット調製室 (FP-107) に設置 解体前廃棄物一時保管設備 4 の配置を図 9-9 に示す。 耐震重要度：Csクラス 耐震重要度：Csクラス
(以下省略)	

4. 変更内容（仕上検査室(1)の中廊下に面する壁面の扉の削除）について

【概要】

- 解体前廃棄物一時保管設備3の解体撤去が終了し、新設する粉末秤量・均一化混合設備の粉末調製室(1)への搬入が終了するため、第I-2-(21)図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域(2)から仕上検査室(1)の中廊下に面する壁面の扉を削除する。



5. 参考

核燃料物質使用変更許可（平成31年1月16日付け原規規発第1901162号、令和3年5月7日付け原規規発第2105073）において、未反映なものは以下の通り。

【未反映な変更内容】

核燃料物質集約化を目的とした残存核燃料物質封入棒集合体を受入れるための変更（令和3年5月7日付け核燃料物質使用変更許可（原規規発第2105073号）

【今後の計画】

加工組立工程設備のうち、搬送設備に追加する「集合体ホルダ固定架台」の新設工事の進捗に併せて保安規定を変更し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項による原子力規制委員会の確認（核燃料物質の使用等に関する規則第2条の7の規定に基づく使用前確認証の交付）の日をもって施行する計画